

「附属学校園における未成年者を対象とした研究についての指針」の趣旨

「秋田大学研究倫理規程」（平成 18 年 11 月）に基づき、平成 23 年 12 月に「秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究に関する倫理規程」が定められた。これらの規程はヒトを対象とする研究に対して幅広く適用されるもの規程であり、アンケート調査、観察調査等も対象となる。また、手形地区の研究者が学外で行う研究も対象となり、附属学校園で行われる研究も当然対象となる。さらに教職員だけでなく、学部学生や研究科院生が行う研究も対象となるものである。なお、付議不要の要件の一つである「人体への負荷又は介入」とは、運動実験の実施、測定器具の装着、環境条件の設定（密室、温度、気候、音、光等）、各種試験の実施なども、被験者への身体的及び精神的負担が過度になれば該当すると考えられる。

附属学校園では

- 幼児、児童、生徒が未成年者であること
 - 附属学校園の一つの重要な役割が実験校であること
 - 学部学生、研究科院生による卒業研究、修士論文等のための研究が数多く行われていること
- などの特殊性を持つことから、本指針を定めるものである。

この指針により、今後

- 附属学校園で実施されるすべての研究の実施手続きが透明化され、研究の内容・方法等の情報が蓄積されること
 - 附属学校園に在籍する子ども達及び保護者の権利や意思、利益への関心、配慮が高まること
 - 保護者からの開示請求、異議申し立て等に対する体制が整うこと
- などが期待される。

本指針によりながら、附属学校園での研究がより一層活発に行われるように取り組まなければならない。

平成 26 年 1 月 6 日
学術研究推進委員会

附属学校園における未成年者を対象とした研究についての指針（案）

（目的）

第1 「秋田大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）及び「秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究に関する倫理規程」（以下「ヒト研究倫理規程」という。）に基づき、附属学校園における未成年者（以下「未成年者」という。）を対象とした研究についての指針を定める。

（定義）

第2 研究者とは学部教員、学部学生、研究科学生、研究生で、ヒトを対象とした研究を行う者をいう。

2 ヒトを対象とした研究とはヒトの心身に直接・間接に影響を与える実験の他、試験、アンケート、聞き取り、観察による調査等を含む。

（倫理規程の遵守）

第3 研究者は未成年者を対象とした研究を行うにあたって、社会の理解と協力を得て適正に遂行されるよう、研究倫理規程、ヒト研究倫理規程及び当該研究に関連する学会等が定める倫理規程に定められている事項を遵守する。

（同意書）

第4 秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）が定める同意書の被験者署名欄は、未成年者を対象とした研究を行う場合、被験者である未成年者又はその保護者が被験者の氏名を記入し（捺印不要）、保護者がその下に自署、捺印するものとする。

2 研究者は研究の実施、成果の公表にあたって被験者となる未成年者の意思及び利益を十分に尊重しなければならない。

（保護者事前同意書）

第5 附属学校園は入学時等に保護者に対して十分な説明を行い、保護者は以下の内容の保護者事前同意書（様式2）を提出する。

(1) 付議不要の要件に該当する研究については、在学期間中、個別の研究毎の保護者の同意書なしに、附属学校園長の判断により実施することを認める。

(2) 付議不要の要件に該当しない研究については、保護者が個別の研究毎に研究目的・内容・方法を口頭または書面で十分に説明を受け、同意書を提出または拒否できる。

3 附属学校園は附属学校園で実施される研究の研究計画書等の情報を、保護者の求めに応じて開示し、適宜説明する。

（附属学校園長同意書）

第6 研究者は、倫理審査委員会が定める倫理審査申請書、研究計画書及び同意書を附属学校園長に提出するとともに、本指針が定める学校園長同意書（様式1）によりその承認を得なければならない。

2 附属学校園長は、研究の対象となる未成年者の心身に与える負担等を考慮して判断するものとする。

（付議不要の要件に該当する研究）

第7 未成年者を対象とする研究で、倫理審査委員会により以下の付議不要の要件に該当

すると判断がなされた場合、研究者は倫理審査委員会が定める付議不要申請書を附属学校園長に提出するものとし、個別の研究毎の同意書を要しないものとする。

- (1) 当該研究が、他の機関においてすでに匿名化された情報を収集するもの、無記名調査を行うもの、その他個人情報を扱わない場合
 - (2) 当該研究が、観察研究であって、人体への負荷又は介入を伴わない場合
 - (3) 当該研究が、被験者（研究対象者）の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により被験者（研究対象者）に心理的苦痛をもたらすことが想定されない場合
- 2 付議不要の要件に該当する研究であっても、未成年者が被験者になることができないやむを得ない事情が生じた時には、附属学校園長は当該未成年者を研究の対象としない等の適切な配慮を行うこととする。
- (付議不要の要件に該当しない研究)

第8 付議不要の要件に該当しない研究については、研究者は個別の研究毎に、研究目的・内容・方法等を保護者に口頭または書面で十分に説明した上で、保護者に同意書の提出を求めるとともに、保護者には拒否が認められることを周知する。

- 2 研究開始後、研究者は倫理審査委員会が定める研究経過報告書、研究結果報告書及び計画変更の際には研究倫理審査申請書（計画変更）を、学長及び附属学校園長に提出しなければならない。

(附属学校園教員への準用)

第9 附属学校園教員が未成年者を対象とした研究を行うにあたっては、ヒト研究倫理規程及び本指針を準用することとし、倫理審査委員会が定める申請書等は附属学校園長に提出するとともに、附属学校園長同意書によりその承認を得なければならない。

附 則

この指針は、平成27年4月1日より実施する。

<様式1>

学 校 園 長 同 意 書

研 究 課 題	
研 究 責 任 者	
実 施 場 所	
研究の目的・意義	
研 究 内 容	
情報・データの収集及び 利用方法並びに被験者 (研究対象者)が被る可 能性のある不利益	
自由意思による参加と 協力の同意を撤回する 権利	
研究者が学部学生、研究 科学生のみの場合、指導 教員による承認	指導教員所属 職 名 氏 名 印

研究責任者 様

本研究に関し上記の説明内容に基づき十分な説明を受け、その内容を理解しましたので、本校園で未成年者を被験者（研究対象者）とする研究の実施を承認します。

年 月 日 学校園名

校園長名

印

<様式2>

平成 年 月 日

保 護 者 事 前 同 意 書

秋田大学教育文化学部
附属学校園長 殿

保護者氏名 印

子ども氏名

附属学校園において、子どもに対して行われる研究については、以下のことに同意します。

- (1) 次の要件に該当する研究については、在学期間中、個別の研究毎の保護者の同意書なしに、附属学校園長の判断により実施することを認めます。
- ① 当該研究が、他の機関においてすでに匿名化された情報を収集するもの、無記名調査を行うもの、その他個人情報を扱わない場合
 - ② 当該研究が、観察研究であって、人体への負荷又は介入を伴わない場合
 - ③ 当該研究が、被験者（研究対象者）の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により被験者（研究対象者）に心理的苦痛をもたらすことが想定されない場合
- (2) (1) の要件に該当しない研究については、個別の研究毎に研究目的・内容・方法等を口頭または書面で十分に説明を受け、同意書を提出または拒否できるものとしします。

<秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究倫理審査委員会が定める様式>

ヒトを対象とした倫理審査申請書及び研究計画書

年 月 日

秋田大学長 殿

研究責任者
所属・職・氏名 印

下記研究課題の研究計画について、秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究に関する倫理規程第6条第2項に基づき倫理審査を申請します。

記

研究課題名			
研究の概要	別紙研究計画書のとおり		
研究組織		所属・職・氏名	役割
	研究責任者		
	共同研究者		
期待される効果			
実施場所			
実施期間	年 月 日～ 年 月 日（次年度継続：有・無）		
被験者（研究対象者）	別紙研究計画書のとおり		

研究計画書

1 研究課題名

2 研究の概要

(1) 目的

(2) 被験者（研究対象者）、被験者（研究対象者）数

(3) 研究計画

3 研究に際しての倫理的配慮

(1) 被験者（研究対象者）の人権への対応

(2) 被験者（研究対象者）に同意を求める方法 (被験者（研究対象者）に対する説明書及び同意書を添付)

(3) 被験者（研究対象者）に同意を得る際に説明する具体的内容

(4) 研究によって生じる被験者（研究対象者）の不利益への配慮

(5) 公表の方法、個人情報への配慮

(6) その他

同 意 書

研 究 課 題	
研 究 責 任 者	
実 施 場 所	
研究の目的・意義	
研 究 内 容	
情報・データの収集及び 利用方法並びに被験者 (研究対象者)が被る可 能性のある不利益	
自由意思による参加と 協力の同意を撤回する 権利	

研究責任者 秋田大学 様

私は、本研究に関し上記の説明内容に基づき十分な説明を受け、その内容を理解しましたので、自らの意思により被験者（研究対象者）として参加することに同意します。

年 月 日 住所

被験者（研究対象者）氏名

印

ヒトを対象とした研究経過報告書

年 月 日

秋田大学長 殿

研究責任者
所属・職・氏名

印

年 月 日付けで承認通知のありました研究計画の経過を以下のとおり報告いたします。

1. 研究計画名：
2. 承認期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 今年度の研究の実施状況 (該当項目をチェックしてください。研究計画を変更した場合のみ変更内容と変更理由を記入してください)
<input type="checkbox"/> 承認された研究計画書どおり研究を実施した
<input type="checkbox"/> やむを得ない事情により研究計画を変更して研究を実施した 変更内容： 変更理由：
4. 被験者（研究対象者）に対する危険又は不利益の発生状況 (該当項目をチェックしてください。危険又は不利益が発生した場合のみ発生状況と対応状況を記入してください)
<input type="checkbox"/> 発生していない
<input type="checkbox"/> 発生した 発生状況： 対応状況：
5. 被験者（研究対象者）からのクレーム等の発生状況 (該当項目をチェックしてください。クレーム等が発生した場合のみ発生状況と対応状況を記入してください)
<input type="checkbox"/> 発生していない
<input type="checkbox"/> 発生した 発生状況： 対応状況：
6. 研究成果 (今年度の結果概要、論文発表、学会発表などについて以下の欄内に簡潔に記載してください)
7. その他報告すべき事項があれば記入してください

※必要に応じて欄を広げて記載してください。

ヒトを対象とした研究結果報告書

年 月 日

秋田大学長 殿

研究責任者

所属・職・氏名

印

年 月 日付けで承認通知のありました研究計画を終了しましたので以下のとおり報告いたします。

1. 研究計画名：
6. 承認期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
7. 研究の実施状況 （該当項目をチェックしてください。研究計画を変更した場合のみ変更内容と変更理由を記入してください）
<input type="checkbox"/> 承認された研究計画書どおり研究を実施した <input type="checkbox"/> やむを得ない事情により研究計画を変更して研究を実施した 変更内容： 変更理由：
8. 被験者（研究対象者）に対する危険又は不利益の発生状況 （該当項目をチェックしてください。危険又は不利益が発生した場合のみ発生状況と対応状況を記入してください）
<input type="checkbox"/> 発生していない <input type="checkbox"/> 発生した 発生状況： 対応状況：
9. 被験者（研究対象者）からのクレーム等の発生状況 （該当項目をチェックしてください。クレーム等が発生した場合のみ発生状況と対応状況を記入してください）
<input type="checkbox"/> 発生していない <input type="checkbox"/> 発生した 発生状況： 対応状況：
6. 研究結果・研究成果 （結果概要、論文発表、学会発表などについて以下の欄内に簡潔に記載してください）
7. その他報告すべき事項があれば記入してください

※必要に応じて欄を広げて記載してください。

秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究に関する倫理規程

平成 23 年 12 月 1 日

規則 第 247 号

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田大学手形地区においてヒトを対象とした研究を行うにあたり、倫理的観点及び科学的観点から遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「研究」とは、秋田大学手形地区においてヒトを対象とした研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

2 この規程において、「研究者」とは、前項に規定する研究を行う者をいう。

(基本方針)

第 3 条 この規程は、秋田大学手形地区の研究が社会の理解と協力を得て適正に遂行されるよう、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 人間の尊厳と人権を尊重すること。
- (2) 研究対象者への事前の十分な説明と自由意思による同意を研究の要件とすること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 人間生活の質的向上に資する社会的に有益な研究を実施すること。
- (5) この規程及び国内の法令、告知等並びに学内諸規則等に基づく研究計画を作成すること。
- (6) 独立の立場に立った審査機関による事前の審査及び承認によって研究の適正性を確保すること。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、研究を行うにあたり、前条に定められた基本方針を遵守しなければならない。

(研究対象者に対する責任)

第 5 条 研究者は、研究を実施する場合、研究対象者に対して当該研究に関する必要な事項について十分説明しなければならない。

- 2 研究者は、研究対象者に対する説明の内容、同意の確認方法、研究に伴う補償の有無その他インフォームド・コンセントの手続きに関する事項を研究計画書に記載しなければならない。
- 3 研究者は、研究対象者に関する情報を適切に扱い、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 4 研究者は、研究対象者に関する情報の取扱いを学外者に委託する場合は、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務付けなければならない。
- 5 研究者は、研究成果を公表する場合、研究対象者から同意を得るとともに、研究対象者個人を特定できないようにしなければならない。ただし、研究対象者から同意を得ている場合は、この限りではない。
- 6 研究者は、研究のために収集した個人情報を、研究対象者との合意を得た期間を超過した場合、廃棄しなければならない。

(研究計画の立案・審査・実施)

- 第6条 研究者は、科学的合理性及び倫理的妥当性を踏まえた明確かつ具体的な研究計画を立案し、それに基づいて研究を実施しなければならない。
- 2 研究者は、研究を実施する場合は事前に倫理審査申請書及び研究計画書を学長に提出し、研究の計画及び実施の適否について倫理上の審査（以下「審査」という。）を受けなければならない。ただし、研究内容が、研究対象者の身体又は心理への過大な負荷や介入を伴わない場合で、付議不要を希望する場合は、付議不要申請書を提出するものとする。
- 3 研究者は、前項の審査の結果に対し異議のある場合は、再審査申請書を学長に提出できる。
- 4 研究者は、研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断される場合は、研究を中止しなければならない。

(研究等の実施計画の変更)

- 第7条 研究者は、倫理審査申請書又は再審査申請書を提出した後、若しくは承認された研究を遂行中に研究等の実施計画を変更しなければならない場合は、速やかに、変更内容及び変更の理由を明記した文書を学長に届け出なければならない。

(学長に対する報告義務)

- 第8条 研究者は、研究期間中、学長の指定する回数及び間隔で研究の進捗状況に関する報告書を作成し、学長に報告しなければならない。
- 2 研究者は、個人情報等の漏えい等研究対象者の人権の保護の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

(学長の監督責任)

- 第9条 学長は、研究の実施に責任を有し、研究者が研究計画にしたがって適正に研究を実施するよう監督しなければならない。

(倫理審査委員会の設置)

- 第10条 秋田大学に、研究計画が本規程に適合しているか否かについて審査を行わせるため、秋田大学手形地区におけるヒトを対象とした研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。
- 2 倫理審査委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(審査の諮問)

- 第11条 学長は、第6条第2項に定める倫理審査申請書及び研究計画書が提出された場合、倫理審査委員会に対し、倫理的、科学的観点から審査するよう諮問しなければならない。
- 2 学長は、第7条に定める変更の届出があったときは、改めて審査の手続きを行う。

(審査結果の通知)

- 第12条 学長は、倫理審査委員会から審査の答申を受けた後、その判定結果を倫理審査結果通知書により、申請者に通知しなければならない。
- 2 学長は、審査の判定結果が秋田大学手形地区ヒトを対象とした研究倫理審査委員会規程第7条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合、その理由等を明記する。また、同規程同条同項第2号及び第3号に該当する場合、研究計画を修正、補充又は変更したものを提出させるものとする。
- 3 学長は、倫理審査委員会が不承認の判定をした研究については、その実施を禁止又は中

止を勧告することができる。

(庶務)

第 13 条 この規程に関する庶務は、学術研究課が処理する。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項及び申請書等必要な各種様式は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

秋田大学研究倫理規程

平成 18 年 11 月 8 日

規則第 189 号

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田大学（以下「本学」という）における学術研究の信頼性と公正性を確保し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程で、研究者とは、本学の教員（退職者を含む）及び本学で研究活動に従事する学部・大学院学生（卒業生・修了生を含む）並びに本学で研究活動を行う受託研究員、客員研究員その他研究に関わる者（研究に関わった者を含む）をいうものとする。

2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいうものとする。

3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、本学の使命実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、生命の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国内の法令及び告示等並びに学内諸規則等（以下「関係法令等」という）のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。

4 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようしなければならない。

5 研究者は、専門的知識を過信することなく、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を謙虚に自覚し、常に自らの行動や発言を律するよう努めなければならない。

6 研究者は、異なる学問分野や他の国、地域、組織等の研究活動に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

7 研究者は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学部・大学院学生が研究活動に加わるときは、学生が不利益を被らないように十分に配慮しなければならない。

(研究計画の立案・実施)

第 4 条 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。

2 研究者は、他者の独創性・新規性を尊重しなければならない。

3 研究者は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるかと判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第 5 条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために、資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必

要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等をわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、関係法令等に定めるもののほか、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成(方法等を含む・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法を遵守しなければならない。また、この作法について、教員は学生への指導徹底に努めなければならない。

2 研究者(学部・大学院学生(卒業生・修了生を含む)を除く)は、研究のために収集した資料、情報、データ等を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。ただし、個人に関する情報・データについては、協力者との合意を得た期間とし、関係法令等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその処理をしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究成果発表における不正行為は、本学及び本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、捏造、改ざん、盗用その他不正な行為(本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合を含む。)は、絶対にしてはならない。ただし、根拠が示されて故意によるものではないことが明らかにされたものは不正行為に当たらない。

4 前項に規定する捏造、改ざん、盗用とは、それぞれ次の行為をいうものとする。

一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

5 研究発表における不適切な引用，引用の不備，誇大な表現，誤解をさせる表現等は，不正行為とみなされる恐れがあり，研究者は，適切な引用，誤解のない完全な引用，真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの規準)

第 11 条 研究者は，研究成果の創意性に十分な貢献をし，研究活動に実質的な関与をしたと認められる場合に，適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱規準)

第 12 条 研究者は，研究費の源泉が学生納付金，国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金によって賄われていることを常に留意し，研究費の適正な使用・管理に努めるとともに，その負託に応えなければならない。

2 研究者は，交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は，研究費の使用に当たっては，関係法令等及び当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は，証拠書類等を適切に管理し，実績報告においては，研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第 13 条 研究者が，レフリー，論文査読，審査委員等の委嘱を受けて，他者の研究業績の評価に関わるときは，被評価者に対して予断を持つことなく，評価基準，審査要項等に従い，自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は，他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は，これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 14 条 本学は，研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発，倫理教育の計画を策定し，実施するものとする。

2 本学は，この規程の運用を実効あるものにするため，研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講ずるものとする。

3 本学は，研究に関して，不当又は不公正に関する告発，苦情，相談等に対応するものとする。

4 前 3 項の目的を達成するため，秋田大学研究倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

5 委員会に関する事項は，別に定める。

(庶務)

第 15 条 この規程に関する庶務は，学術研究課が処理する。

(準用)

第 16 条 この規程の運用に当たっては，研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」（平成 18 年 8 月 8 日 文部科学省 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）の「第 1 部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」及び「第 2 部 競争的資金に係る研究活動における不正

行為対応ガイドライン」を準用する。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する。